

# 特定家庭用機器再商品化法施行規則の一部を改正する省令案の概要

平成20年11月10日  
経済産業省 商務情報政策局  
環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部

## 1. 改正の概要

### (1) 再商品化等料金等の公表方法へのインターネットの利用等の追加

(本則関連)

特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号。以下「法」という。)第20条第1項及び第29条第2項の規定に基づき、特定家庭用機器再商品化法施行規則(平成12年厚生省・通商産業省令1号)第8条(第21条において準用する場合を含む。)及び第16条に定めた製造業者等による再商品化等料金及び指定引取場所の位置の公表方法並びに指定法人による再商品化等料金の公表方法について、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法に加え、インターネットの利用その他の適切な方法によることを追加する。

### (2) 特定家庭用機器の追加に伴う指定法人に係る経過措置の整備(附則関連)

特定家庭用機器再商品化法施行令(平成10年政令第378号。以下「令」という。)の改正(現在パブリックコメント中)により、平成21年4月1日から新たに液晶式テレビジョン受信機及びプラズマ式テレビジョン受信機並びに衣類乾燥機を特定家庭用機器に追加することに伴い、法第57条の規定に基づき、指定法人による再商品化等業務の円滑な実施を図るために必要な経過措置を整備する。

- ① この省令の施行の際現にブラウン管式テレビジョン受信機について法第32条第1項の指定を受けている者は、テレビジョン受信機(ブラウン管式並びに液晶式及びプラズマ式)について指定を受けたものとみなす。
- ② この省令の施行の際現に電気洗濯機について法第32条第1項の指定を受けている者は、電気洗濯機及び衣類乾燥機について指定を受けたものとみなす。
- ③ 改正後の令第1条各号に掲げる特定家庭用機器が廃棄物となったものの区分に係る法第32条第1項の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為について、本規則の施行前においても行うことができることとする。

## 2. 施行期日

平成21年4月1日(ただし、(2)③については、公布日)